

福山市SDGsモニターツアー企画運営業務について、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2024年（令和6年）5月2日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

- (1) 業務名称
福山市SDGsモニターツアー企画運営業務
- (2) 業務場所
福山市内
- (3) 業務内容
別紙「福山市SDGsモニターツアー企画運営業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務履行期間
契約締結の日から2024年（令和6年）9月30日（月）まで

2 委託費

委託費の上限は995,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 選定方式及び契約方法

福山市SDGsモニターツアーの企画運営に当たっては、専門的な知識や経験等に加え、福山市内の小学生・中学生やその保護者へ市内でSDGsに先進的に取り組む企業・団体を知る機会やSDGsの取組に関する体験を提供し、SDGsへの理解や関心を高めるための企画・構成が必要である。このため、過去に同様の業務等を実施した実績のある業者をはじめ、専門的な知識に基づく提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定するものである。なお、受注候補者の決定後、仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結するものである。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。再委託についても同様とする。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

5 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市企画財政局企画政策部企画政策課

住 所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電 話：084-928-1012（直通）

メールアドレス：kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2024年（令和6年）5月2日（木）
実施要領等の配付期間	2024年（令和6年）5月2日（木）から 同年5月17日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	2024年（令和6年）5月2日（木）から 同年5月13日（月）午後5時まで
質問書に対する回答期限	2024年（令和6年）5月15日（水）
参加申込書類の受付期間	2024年（令和6年）5月2日（木）から 同年5月17日（金）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2024年（令和6年）5月21日（火）
企画提案書等の受付期間	2024年（令和6年）5月22日（水）から 同年5月31日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）6月6日（木）（予定）
審査結果の通知	2024年（令和6年）6月10日（月）（予定）

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2024年（令和6年）5月2日（木）から5月17日（金）まで（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配布場所

6 (1) に同じ。

※本市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2024年（令和6年）5月2日（木）から5月13日（月）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を添付し、6 (1) のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※提出する際の電子メールの件名は、「福山市SDGsモニターツアー企画運営業務に関する質問」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

6 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

2024年(令和6年)5月2日(木)から5月17日(金)まで(ただし、福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は5月17日(金)午後5時必着)

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)

(4) 提出書類及び部数

次のアからシまでの書類を作成し、提出すること。

※オ及びキからケまでの書類は、提出日の3か月前の日以後に発行されたもの。

ア 受付票(様式2) 1部

イ 参加申込書(様式3) 1部

ウ 実績報告書(様式4) 1部

エ 業務の実施体制(様式5) 1部

オ 商業登記簿謄本(写しでも可。) 1部

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し) 1部

キ 市税の完納証明書(写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは申立書(様式6)を提出すること。) 1部

ク 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。) 1部

ケ 印鑑証明書(原本) 1部

コ 使用印鑑届(様式7)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。) 1部

サ 委任状(様式8)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。) 1部

シ 誓約書(様式9) 1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

※PDFデータを6(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

7 プロポーザル参加資格の確認(企画提案書の提出者の選定)

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行うものとする。

(1) 参加資格確認結果の通知

2024年(令和6年)5月21日(火)

※参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者が1者の場合、当該1者について参加資格の確認を行う。
- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

8 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を作成・提出すること。

(1) 受付期間

2024年(令和6年)5月22日(水)から5月31日(金)まで(ただし、福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

6 (1) に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を含める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお、郵送の場合、2024年（令和6年）5月31日（金）午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式10） 1部

イ 企画書 4部

企画書は、A4サイズ6枚以内（表紙を作成する場合は表紙を含む）、片面印刷、文字の大きさは11ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語とし、福山市SDGsモニターツアー企画運営業務委託仕様書を踏まえて作成すること。なお、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

ウ 見積書 1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求められることがある。

※PDFデータを6 (1) のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

9 企画提案書類の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに、福山市SDGsモニターツアー企画運営業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目に基づき、提出書類による評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。なお、評価委員会は、企画提案の内容について、必要に応じて提案者に対して確認を行うことができるものとする。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時

2024年（令和6年）6月6日（木）（予定）

※後日、参加資格有資格者に通知する。

イ 場所

後日、参加資格有資格者に通知する。

ウ 企画提案の所要時間

(ア) プレゼンテーション 15分程度

(イ) 評価委員等からの質疑 15分程度

エ 注意事項

(ア) プレゼンテーション及び質疑応答はオンラインにて実施する。

※提案説明時に通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了すること。市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開するものとする。（詳細については、別紙「通信障害等によりプレゼンテーションの時間を変更等する場合の取扱い」参照）

(イ) 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

(ロ) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(ハ) 指定の時間に遅れた場合は、審査の対象としない。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 受注候補者の特定

- ア 評価委員会が評価基準書に基づき、プレゼンテーションによる審査を行う。
 - イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
 - ウ 評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定する。
 - エ 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、受注候補者として選定しない。
 - オ 参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (4) 審査結果の通知
- 2024年(令和6年)6月10日(月)(予定)までに審査を行い、提案者全員に審査結果を通知する。
- なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。
- (5) 評価結果の公表
- 評価結果については、福山市ホームページに公表する。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けない。
- また、評価項目ごとの評価結果の公表を希望する場合、2024年(令和6年)6月21日(金)までにその旨を記載した電子メールを6(1)に提出すること。(本市からの回答については、送付元の連絡先にメールを送付する)
- (6) 企画提案書の提出者がいない場合の取扱い
- 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

10 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

11 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

12 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書類の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込書類及び企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製することがある。

- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を6(1)の担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (15) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 業務委託の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (18) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (19) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (20) 受注候補者が、本市の指名除外措置又は入札参加資格の取消しを、審査結果を通知した日から契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。
- (21) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は企画提案書を提出できないものとする。
- (22) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合、辞退したものとみなす。